



### 障がい者支援について

平井 玲子 議員

**質問** 高崎市のような障がいまつわる相談をワンストップで受け付ける総合相談窓口を本市でも設けられないか、お尋ねします。

**答** 専門職の配置等の人的面に加え、施設整備も必要なことから設置は困難であると認識しております。

**要望** 利用しやすいサービ

ス、わかりやすい体制の構築が必要ですので、障がい特化した相談窓口の設置について要望いたします。

**質問** 障がいを持つ方が補装具をつくる際、市への申請後、なぜ前橋市にある更生相談所に見てもらわなければならないのですか。

**答** 高度な補装具は県の

判定が必要になります。本市では、障がいを持つ方の負担軽減を図るため、年4回、総合福祉センターでの巡回相談で対応しています。

**要望** これらの補装具を必要としている方は、お一人での移動は困難を極めます。そもそも県の判定が必要なのか、絶対に必要なのであれば、判定できる医師が本市近辺にいれば委嘱できないのか、県や国に私の立場からも訴えてまいります。

補装具支給制度の判定について



### つつじが岡公園の管理・運営について

渋谷 理津子 議員

**質問** つつじが岡公園は、平成26年4月に群馬県から本市に全面移管されたが、移管の形態等を伺います。

**答** 土地の総面積は12.93haで、10年間の無償貸付、33棟の建物とツツジ等は無償譲与です。名称は「館林市つつじが岡公園」です。

**質問** 公園が市に移管され

てからの有料入園者数は、ワンシーズン当たり平均で約3万8千人減少しています。つつじが岡公園はヤマツツジ・エドキシマツツジの巨樹群の自生地で、学術的・文化的な価値が大きい。次に、維持管理業務委託の目的について伺います。

**答** ツツジの肥培管理の

技術継承による安定的管理、きめ細かな徹底管理及び経済的・効率的な管理を目的とし、更に質の高い管理体制を目指すものです。

**質問** 3年間の委託期間では技術継承はできない。公園に常駐する者がいなければきめ細かな管理はできない。委託金額が直営と同程度では経済的・効率的とは言えない。次に、業務委託の範囲について伺います。

いては要望いたします。  
**質問** 心のバリアフリーを進めるヘルプマークとヘルプカードの現状と、今後どのように周知を図っていくのか、お尋ねします。  
**答** 本年8月20日から配布を開始したところです。今後は市広報紙にも掲載し、全ての市民に周知していきたいと考えております。

お尋ねします。  
**市長** 障害者差別解消法により実効性を持てるよう、今後も障がいの理解の普及、合理的配慮の推進、相談や助言に関する体制の整備という3つの側面から果敢に取り組んでいきたいと思っています。今後、現場の職員の皆様と考えを共有しながら現状に合った対応策を練り上げ、障害者差別解消法が目指している社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思っております。

リングターミナル用地、茂林寺沼南岸用地が範囲です。  
**質問** ツツジ古木群の管理と茂林寺沼南岸用地のような草刈り中心の管理を一体の業務委託することは無理がある。つつじが岡公園の魅力を増幅する対策について伺います。

**答** 名勝「躑躅ヶ岡」の保護育成に努め、花まつりの充実、イベントの誘致など、年間を通して魅力ある公園づくりに努めます。

**要望** 平成3年につつじ研

究所が設置され、島野好二先生の「躑躅ヶ岡」の歴史的发見と啓発、花岡喜重先生の樹勢回復事業、青木雅夫先生の現場観察と研究者のネットワーク等、長年培われてきたことが技術の継承である。つつじが岡公園の問題は入り込みと売上の減少、営業者の衰退、本市の観光全般まで山積みしている。つつじが岡公園の管理は、つつじを愛し保護する条例を読み直し、重々慎重に行うよう要望する。